

# 法人 くまがや

第198号

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動

## 目次

- 1 頁……表紙「日本一の水車 虹の架橋」  
写真提供：寄居町 山口 茂様
- 2 頁……会長訪問  
「榑田代マネージメントサービス様」 熊谷法人会
- 3 頁……寄稿「新型コロナへの取組みと地元金融機関としてのあゆみ」  
みずほ銀行熊谷支店 支店長 加藤 利典様
- 4 頁……「新型コロナウイルス」感染症雑感!! 国家財政、会社経営の今後の課題は?  
関東信越税理士会 熊谷支部 吉田 嘉高様
- 5 頁～6 頁 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」  
・人事異動 熊谷税務署
- 7 頁……「法人県民税・事業税の申告・納付等の期限延長について」  
熊谷県税事務所
- 8 頁～10 頁 第8回定時総会・提携生損保広告 熊谷法人会
- 11 頁～12 頁 「緊急経済対策における税制上の措置」  
全国法人会総連合
- 13 頁……事務局日誌・お知らせ
- 14 頁……広告  
題 字……妻沼聖天山歓喜院 院主 鈴木英全師書



## 「日本一の水車 虹の架橋」

写真提供：寄居町 山口 茂様

法人会福利厚生制度「想いをつないで50年  
『会員企業を守りたい』キャンペーン」推進中

発行日 令和2年7月20日  
発行人 (公社)熊谷法人会  
会長 中澤 実  
発行所 熊谷市宮町1-35  
〒360- 電話 525-6035  
0041 F A X 525-8141  
発行 年6回(1.3.5.7.9.  
11月の20日)



## 訪問記

## 会長訪問

## 株式会社田代マネジメントサービス 代表取締役 田代充雄 様

今回、6月8日(月)中澤会長による会社訪問は、田代充雄氏が代表取締役として経営されております「株式会社田代マネジメントサービス」様を訪問致しました。



田代監事(左)

中澤会長(右)

## 中澤会長

本日は、お忙しい中お時間を頂きありがとうございます。田代さんには当会の監事としてご尽力頂いております。まず、御社の創業についてお聞かせ願えますか。

## 田代監事

私の父は復員後、深谷市にあった会計事務所に勤務しておりました。その事務所が東京に移転することになり関与先は徐々に減っていきましたが、最後まで残った企業を引き継いだのが当事務所の始まりの様です。

税理士という資格を持たない父は営業が厳しくなり、深谷に開業していた税理士の先生の所に入ることになりました。高校生になった私も将来を考えるようになり、又経営方針の違い等何かと悔しい思いを堪えている父を身近に見るにつけ、公認会計士への道を決意しました。

## 中澤会長

公認会計士の資格はいつごろ取得されたのですか。

## 田代監事

会計士の受験雑誌にて知った高崎市にある大手の会計事務所に、公認会計士の資格を取得する前後6年間勤務し修行させて頂き、昭和54年に公認会計士を取得し、昭和56年1月27日に会社を設立致しました。現在の場所に新築移転して20年位ですが、創業時は現事務所のすぐ近くにありました。

## 中澤会長

ありがとうございます。続きまして御社の経営方針についてお聞かせ頂けますか。

## 田代監事

当社の業務は一言で言うと「企業経営支援サービス業」です。役割としては、ステップ1. 経営判断に資する資料の作成、ステップ2. 問題の指摘、ステップ3. 的確なソリューションの提案、ステップ4. 経営者の決断、実行への説得・支援です。

日常業務は会計事務所の仕事に他ならないのですが、税務申告書類の作成にて完結するものではなく、より広いものであります。

経営者は常に難しい判断を迫られており、社内の人間に相談できない・多数の反対を押し切るという決断もあります。その様な時、経営者の背中を押していく「実行

への説得」は重要な仕事であると考えております。

## 中澤会長

そうですね、大変なお仕事ですね。それでは仕事の現況について少しお聞かせいただけますか。

## 田代監事

当社及び私個人の仕事としては主に、・法人個人の決算並びに税務申告・相続税等の税務申告・上場会社及び学校法人等の会計監査を行っておりますが、その外にもソリューションビジネスの担い手として、企業の抱えるすべての経営問題に取り組んでおります。

「ノウハウ」とはある問題に対するソリューションを複数の選択肢の中から最適なものを選ぶ能力のことだと思います。10知る者は10の中から、5知る者は5の中から選べます。多くの事例を知れば知るほど私の選択肢は多くなります。何時でも、何処でも経営の話に花を咲かせたいと思っています。

## 中澤会長

今後のことで考えていることをお聞かせ願えますか。

## 田代監事

事業承継の事です。人によって得意とする分野は皆違いますので、何をいかにしてバトンタッチするかを考えております。

## 中澤会長

差し支えなければ家族構成や趣味について教えてください。

## 田代監事

妻と、一緒に働いている長男、そして次男と長女も今は一緒に暮らしていますので5人で賑やかに生活しています。

趣味はゴルフですかね。

## 中澤会長

最後に法人会についてご意見をお聞かせ頂けますか。

## 田代監事

税制への提案について、中立の立場を保ちながら、基本的な意見を発信できたらいいと思います。

## 中澤会長

本日はお忙しい中長時間ありがとうございました。大変興味深く拝聴させていただきました。今後も法人会へのご指導をお願い申し上げますと共に、貴社の益々のご発展をご祈念申し上げます。



田代監事事務所前にて

寄稿

# 新型コロナウイルスへの取組みと地元金融機関としてのあゆみ

みずほ銀行 熊谷支店支店長 加藤利典



このたび、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたみなさまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。本感染症の世界的な拡大で、お客さまをはじめ市民の生活環境や実体経済

は未曾有の危機に直面しており、かつ長期化も見込まれるなか、〈みずほ〉は、お客さまと従業員の安全・健康の確保を最優先に事業を継続しながら、金融サービスの円滑なご提供を通じたお客さまの支援や、医療従事者や家庭、学生等一人ひとりの生活や社会への支援に全力で取り組み続けます。こうした方針のもと、みずほ銀行は、「新型コロナウイルス対応資金繰り相談窓口」等において資金繰り相談を受け付けるとともに、「みずほ新型コロナウイルス対応サポートファンド」、「みずほアフターコロナ成長戦略アシストファンド」など総額1兆3,000億円を超える規模の資金支援に取り組みます。これからも影響を受けられたみなさまに寄り添って、協力を続けて参ります。

さて、地元熊谷において営業しております「みずほ銀行熊谷支店」は、埼玉県北部を中心に法人・個人のお客さまと永くお取引をいただき、おかげさまで今年90周年を迎えることとなりました。1930年(昭和5年)8月、後に日本勧業銀行(現みずほ銀行)と合併する、埼玉農工銀行熊谷支店の開設が始まりです。昨年は、ラグビーワールドカップ2019日本大会において日本チームが大活躍しベスト8入り。全国

でラグビー旋風が巻き起こる中、熊谷ラグビー場でも3試合が開催され、当店もみなさまと共に、開催日迄のカウントダウン電光板表示やラグビーシャツ着用により大いに機運を高め、盛り上がりました。更に大盛況となった第9回全国ご当地うどんサミットin熊谷2019では、チケット販売窓口としてボランティアに参加。全国各地のうどんの魅力を存分に楽しみながら、全国2位のうどん消費量を誇る埼玉県を牽引する熊谷の力強さを実感しました。

〈みずほ〉は、2019年度から「5ヵ年経営計画～次世代金融への転換」を策定し取り組んでいます。デジタル化や少子高齢化等の経済・社会の構造変化を受けて、顧客ニーズや金融業界の構造的変化が急速に進んでいます。新型コロナに端を発したグローバルな景気減速や事業環境の不透明感が増大していることを踏まえ、これらの構造変化に速やかに対応していく必要があります。みずほ銀行は「金融そのものの価値」を越えて、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造、「オープン&コネク」 「熱意と専門性」を基本戦略とし、お客さまとの新たなパートナーシップを構築して参ります。個人のお客さまへは「新たな社会におけるライフデザインパートナー」として、法人のお客さまへは「産業構造の変化の中での事業展開の戦略的パートナー」として共に成長したいと考えております。「みずほ銀行熊谷支店」は地元熊谷のみなさまの新たなニーズに応えることで、今まで以上に必要とされ頼りにされる支店を目指して参りますので、より一層のご支援、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

税理士会

「新型コロナウイルス」感染症雑感!!

## 国家財政、会社経営の今後の課題は？

関東信越税理士会 熊谷支部 吉田嘉高



昨年12月、中国で新型コロナウイルスの流行が始まって以来、世界中で新型コロナウイルスが感染拡大し、感染が確認された人は、少なくとも世界中では1,000万人を超え、死亡者も50万人を超たと

言われています。今のところ有効なワクチンの開発もなく、不安要素が居残っている状態が続いています。

コロナの影響で税収が落ちる。国債への依存度も悪くなり、新型コロナ対策としての支援措置は不可欠です。しかし、その財源は、消費税をはじめとする増税案が考えられます。今日の国の税収は法人税、所得税、消費税の3本柱によって支えられています。

大会社でも中小企業も個人事業者も、困難な局面を打開する努力を要求されているのが現状であります。

国においては税収不足、財政赤字。休業要請緩和の後の経済活動の本格化に望みを託す現状であります。

令和2年度の税制改正では法人税関係では、交際費の損金不算入制度の2年間の延長や少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直しと適用期限の2年延長と改正事項は少ないんですが、検討すべき案件もあります。

役員に対する給与を減額するばあいには一定の事由が生じている場合、法人の経営状態が著しく悪化したなど、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事項を言いますが、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれな

いとしています。

又、法人と役員間での賃貸関係の賃貸料金の変更も一考の余地があります。正当な理由もなく月額料金を引き下げますと、その差額金額の取り扱い等も若干問題となるようです。

それはさておき、憲法第25条では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

国はすべての生活部面について、社会保障、社会福祉、公衆衛生の向上、増進に努めなければならない。

そして、第30条では、国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。と記されています。

国や地方自治体の行政と納税との関係を財政といいます。が、「財政の均衡化」を保つことが、常に肝要なことであります。

医療体制を充実させ、感染拡大を防ぎ、働く人達や買物に出掛ける人達が安心して行動できる環境造りが必要なことは勿論だと思います。

でもやはり、昨年のWCワールドカップラグビーでの日本チームの活躍に見るように「ワンチーム」の持つ大きな力を信じて、各人それぞれの立場で頑張ることが第一と思います。

最後に余談ですが、米国カルフォルニア州の個人向け遺伝子検査サービス会社「23アンドミー」の言によると、血液型O型の方は、新型コロナウイルスに感染する「リスクが低い」と暫定的な研究結果を発表しております。ちなみに私はO型でした。皆さんと一緒に頑張りましょう。

## 税務署

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況におかれて  
いる納税者に対して、緊急に必要な税制上の措置のうち、国税に関する措置の情報を説明します。

## 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に  
起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事  
業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」をご覧ください。

## 欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了  
する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能となり  
ました。

詳しくは、国税庁ホームページ「欠損金の繰戻しによる還付制度の特例のリーフレット(PDF/613KB)」をご覧ください。

## テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、そ  
の対象に加えられました。

詳しくは、国税庁ホームページ「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制のリーフレット(PDF/628KB)」をご覧ください。

中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権  
を放棄した参加者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観  
客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について、寄附金控除(所得  
控除又は税額控除)の対象となりました。

詳しくは、「文化庁ホームページ」をご確認ください。

## 【イベント主催者の方へ】

入場料等の払戻しを請求しなかった方へ発行する「払戻請求権放棄証明書」を電子で発行する  
ことができます。

詳しくは、国税庁ホームページ「払戻請求権放棄証明書の電子発行リーフレット(PDF/1,018KB)」及び「特設ホーム  
ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm>)をご覧ください。



## 税 務 署

### 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できない方の特例は、国税庁ホームページ「住宅ローン減税の適用要件の弾力化の概要図1（PDF／215KB）」をご覧ください。

中古住宅の増改築等の遅延等により、6月以内に入居できない方の特例は、国税庁ホームページ「住宅ローン減税の適用要件の弾力化の概要図2（PDF／215KB）」をご覧ください。

併せて「国土交通省ホームページの住宅ローン減税のページ」もご確認ください。

### 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

詳しくは、国税庁ホームページ「消費税の課税選択の変更に係る特例について」をご覧ください。

### 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とすることとされました。

詳しくは、国税庁ホームページ「特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税について」をご覧ください。

### 税 務 署 人 事 異 動（7月10日付）

（転出） お世話になりました

署 長	片 桐 亨	（退 官）
副 署 長	関 野 和 宏	（国 税 庁）
総 務 課 長	藤 井 修	（関東信越国税局）
徴 収 統 括 官	小 玉 秀 市	（下館税務署）
個人課税第一統括官	福 永 茂 樹	（税務大・学校 関東信越研修所）
法人課税第一統括官	堀 川 晃	（新潟税務署）

（転入） よろしくお願ひします

署 長	松 木 孝 義	（関東信越国税局）
副 署 長	大 塚 美 智 代	（栃木税務署）
総 務 課 長	宮 澤 尚 昭	（本庄税務署）
徴 収 統 括 官	岩 沢 濃	（国 税 庁）
個人課税第一統括官	清 水 雅 弘	（古河税務署）
法人課税第一統括官	清 水 隆 広	（館林税務署）

# 法人県民税・事業税の申告・納付等の 期限延長について



新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

## 1 個別延長が認められる要件について

国税庁のホームページの「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」を御覧ください。

(例 通常の業務体制が維持できない、事業活動の縮小、取引先等の感染症の影響による決算作業の遅れ 等)

## 2 個別延長の場合の申告・納付期限について

埼玉県税条例により、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限の延長がされることとなります。

つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

## 3 個別延長の場合の申請手続について

別途、個別延長のための申請書等を提出していただく必要はありませんが、申告書に下記のとおり「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」の旨を付記してください。申告書の提出日が申告・納付期限となります。

### 申告書による申告の場合

申告書の上部余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記入して申告してください。

### eLTAXによる申告の場合

申告書の法人名欄に、法人名と合わせて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力して申告してください。法人名がすべて入力できない場合は、略称でもかまいません。

いずれの場合も、個別延長期間に係る法人税の申請書もしくは申告書の写しを提出してください。(持参、郵送、イメージデータの添付等。写しの提出は、後日になってかまいません。)

## 4 埼玉県以外にも事務所や事業所がある法人について

上記の取り扱い、埼玉県税条例に基づく取り扱いです。他の都道府県における取り扱いについては、各都道府県の担当にお問い合わせください。

埼玉県以外に主たる事務所がある法人について、主たる事務所が所在する都道府県において、地方税法に基づく「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書(第十三号様式)」の承認を受けた場合は、埼玉県への申請は不要です。

○埼玉県ホームページでは、新型コロナウイルス関係の県税情報を提供しています。

県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○お問合せ先 熊谷県税事務所 TEL 048-523-2036

定時総会

第8回定時総会

去る5月21日(木)午後3時30分より、第8回定時総会を熊谷法人会事務局に於いて、開催致しました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、極少人数により3密状態を回避する等の防止策を講じた上で、開催致しました。



会長

会員の皆様方には、法人会活動につきまして平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期が未だ見通せない中、皆様に於かれましては少なからず経営上の影響が及んでいることと思います。

「緊急事態宣言」(首都圏1都3県・北海道)が発令されている最中、第8回定時総会へのご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本来でしたら、多くのご来賓及び関係諸団体の皆様をお迎えし開催させていただくところでしたが、健康と安全を第一に考え極少人数での開催とさせていただきます。

熊谷法人会の昨年度1年間を振り返りますと、各支部で行われたイベントでは法人会の“はんでん”を着て啓蒙用チラシの配布を行うなど「支部が主役」の事業の一環として社会貢献活動に積極的に参画致しました。

研修関係では昨年度は85回の開催、延べ2,378名の参加をいただきました。

最近では、インターネットセミナーも増加傾向にありオンデマンド研修に1か月約1,000件のアクセス、100件を超える会員の皆様のログインが行われています。

「第5回税に関する絵はがきコンクール」、所管内の小学校14校で「租税教室」の実施、「りそなキッズマネーアカデミー」等に青年部会・女性部会の皆さんが協力し合い取り組んでいただきました。

会員数の推移状況につきましても少し触れておきたいと思います。

3月末現在2,592社で所管法人数5,578社、加入率46.5%と前年比28%の減少となりました。

経営者の高齢化が進み、廃業等が増加したことが主な理由としてあげられます。

会員加入勧奨につきましては、埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行の各金融機関、提携生損保3社、会員の皆様に参加勧奨していただき、合計54社の新しい会員を迎えることが出来ました。

今年度は、昨年度から新しい試みとして準備してきた事を中心に推進していきます。

一つ目は、「入会してよかった!5つのメリット」のパンフレット作成、ホームページのリニューアルを通して会員の皆様に法人会の価値をより解り易く知っていただくと共に会員勧奨に有効活用し会員増強に取り組む、さらなる組織基盤の充実を計っていきます。

二つ目は、会員皆様の持続的発展を応援するため「健康企業づくり」の活動を推進していきます。

そこで、今年度は次の三項目を中心に取り組みます。

(1) 健康経営 企業の内部統制、経理面に関する「自主点検チェックシート」の普及

(2) 健康取引 経営セミナーをより充実させ、業務別に6回(予定)開催

(3) 健康社員 熊谷法人会オリジナルとして、「企業を守るー福利厚生制度自主点検チェックシート」を作成しました。もしもの時に備えて保険対応は大丈夫か、検討をおすすめします。同時に熊谷総合病院の人間ドックが会員価格で利用できるようになります。

また、新しい事業として青年部会による「財政健全化のための健康経営プロジェクト」もスタートします。会員の皆様の経営にお役に立てる応援団として、健康企業づくりに取り組んでいきます。

結びに、令和2年度事業計画推進にあたり、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げますと共に、会員の皆様のご健康と企業の益々のご繁栄を祈念し会長挨拶とさせていただきます。

会長感謝状贈呈者

(個人)・小林 正裕 様  
・栗原 淳 様

(金融機関)・(株)埼玉りそな銀行  
・埼玉縣信用金庫  
・埼玉縣信用金庫  
・(株)埼玉りそな銀行  
・埼玉縣信用金庫  
・埼玉縣信用金庫

会員加入勧奨感謝状

熊谷支店 様  
本店営業部 様  
籠原支店 様  
深谷支店 様  
深谷支店 様  
寄居支店 様



鵜養副会長開会挨拶



田代監事監査報告



富田副会長閉会挨拶



正味財産増減計算書

定時総会

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	500	0
受取会費	25,097,500	25,772,250	-674,750
事業収益	2,968,128	2,934,870	33,258
受取補助金等	14,972,724	14,131,400	841,324
受取負担金	1,011,500	979,000	32,500
雑収益	559,831	735,669	-175,838
経常収益計	44,610,183	44,553,689	56,494
(2) 経常費用			
事業費	37,894,394	36,529,892	1,364,502
管理費	7,764,186	6,512,466	1,251,720
経常費用計	45,658,580	43,042,358	2,616,222
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,048,397	1,511,331	-2,559,728
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,048,397	1,511,331	-2,559,728
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,048,397	1,511,331	-2,559,728
一般正味財産期首残高	49,677,522	48,166,191	1,511,331
一般正味財産期末残高	48,629,125	49,677,522	-1,048,397
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,318,300	12,660,300	658,000
受取全法連助成金	13,318,300	12,660,300	658,000
一般正味財産への振替額	-13,318,300	-12,660,300	-658,000
一般正味財産への振替額	-13,318,300	-12,660,300	-658,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	48,629,125	49,677,522	-1,048,397



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
 会員のみならずと共に歩んでまいりました。  
 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

埼玉支社 熊谷営業所/  
 埼玉県熊谷市京波3-202(ティアラ21 5F)  
 TEL 048-521-0230

**AIG | AIG損害保険株式会社**

埼玉支店/  
 埼玉県さいたま市大門町3-54(富士火災大宮ビル)  
 TEL 048-641-4050

## 定時総会

## 令和2年度(2020年度) 収支予算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	500	0
受取会費	25,800,000	26,000,000	-200,000
事業収益	4,550,000	4,550,000	0
受取補助金等	14,819,100	14,517,500	301,600
受取負担金	1,050,000	967,000	83,000
雑収益	801,100	801,000	100
経常収益計	47,020,700	46,836,000	184,700
(2) 経常費用			
事業費	36,961,057	38,137,890	-1,176,833
管理費	8,325,457	6,866,260	1,459,197
経常費用計	45,286,514	45,004,150	282,364
当期経常増減額	1,734,186	1,831,850	-97,664
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,734,186	1,831,850	-97,664
一般正味財産期首残高	47,019,155	45,187,305	1,831,850
一般正味財産期末残高	48,753,341	47,019,155	1,734,186
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,621,700	13,318,300	303,400
一般正味財産への振替額	-13,621,700	-13,318,300	-303,400
III 正味財産期末残高	48,753,341	47,019,155	1,734,186

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年5月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。



Medical Note

お問い合わせ

株式会社メディカルノート

support@medicalnote-qa.jp

全国法人会総連合

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
▷担保は不要。
▷延滞税は免除。

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、
③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人：課税期間の翌年の3月末 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

**全国法人会総連合**

**【適用時期】**

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

**5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

**【適用時期】**

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

**6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 <b>事業用家屋と構築物</b> を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 <b>中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの</b> ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

**7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置**

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。  
 （注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

**8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化**

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
<b>(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）</b> ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと <b>(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）</b> ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

**9 その他の項目**

**・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

**・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

**・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



事務局日誌

《事務局職員のご紹介》

5月11日より事務局職員として、2名が新しく仲間となりました。役員・会員の皆様のご指導、ご協力を宜しくお願い申し上げます。



飛田 悠子



柴崎 恵里

今後の予定

月日	内 容	会 場
7月21日	県連「第1回正副会長会議」	ブリランテ武蔵野
21日	拡大厚生委員会	ブリランテ武蔵野
8月4日	正副会長会議	ホテルガーデンパレス
4日	三者懇談会	ホテルガーデンパレス
5日	青年部会正副部会長会議	ホテルガーデンパレス
28日	事務局長会議	ラフレさいたま
9月4日	理事会	マロウドイン熊谷
10月	第1回「垂統塾」	熊谷市男女共同参画推進センター会議室
10月8日	全国大会「岩手大会」	中止
11月5日	全国青年の集い「島根大会」	中止
11月9日	一回目「健康診断」	熊谷市立「勤労会館」を予定
11月13日	二回目「健康診断」	熊谷文化創造館(さくらめいと)
11月25日	全国女性フォーラム「愛媛大会」	中止

※新型コロナウイルス感染症拡大により日程・場所が変更になる場合があります。

県税からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です。

8月は個人事業税第1期分の納期です。8月初めに納税通知書をお送りしますので、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替がご利用いただけます。口座振替を利用されますと、納期最終日に金融機関が自動的に振替納税いたしますので、納期のつど納税に向く手間も省け、うっかり納税を忘れるといった心配もありません。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。

なお、8月末までにお申込みをされた方は、第2期(11月が納期)分から口座振替をすることができます。

また、コンビニエンスストアでの現金納付ができるほか、インターネットウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードを利用した納付や、「Pay-easy(ペイジー)」による納付もできます。詳細は、納税通知書をご覧ください。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課(048-830-2664)へお問い合わせいただくか、県税務課ホームページ

「くらしと県税 (URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

【新入会員ご紹介】

新しい仲間です！ 宜しくお願ひ致します。

支部名	法 人 名	所 在 地	業 種
熊 谷	株式会社関東総業	熊谷市上川上	一般土木建築工事業
川 本	株式会社ワールドツール	深谷市白草台	自動車整備用工具販売

令和2年2月～4月 6月15日現在


エコキャップ回収について

- 各支部の皆様へ  
日頃は「エコキャップ回収」活動にご協力を賜りありがとうございます。  
回収されたエコキャップは、医療支援や、障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、多くの社会貢献活動に役立っております。
- 各支部の皆様

**エコキャップ**  
受領書

公益社団法人 熊谷法人会

ID: 63605  
分類: 財団・社団・社協  
ご住所: 埼玉県熊谷市南町1-35  
FAX番号: 048-525-8141

  
熊谷市環境推進協会  
〒321-0039  
埼玉県熊谷市南町1-35  
TEL 048-520-0294  
FAX 048-520-0295  
http://www.ecocap.or.jp

今回受領個数: 159,960個      累計個数 (2020/05/13時点): 2,815,395個

受取日	数量	個数(約)	備考
2020/05/13	372.00kg	159,960個	

ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック原料として廃金し、医療支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動にあてられています。  
ご協力ありがとうございます。皆様の厚意を大切に致します。

●累計のキャップをゴミとして焼却した場合のCO2発生量 ⇒ 20,667.15kg  
※エコキャップ1kgで約3,150gのCO2が削減されます


第10期に新たにご参加いただいたエコステーションをご紹介します

エコキャップ推進協会の活動の目的の一つとなっております障がい者支援としてエコステーション構想があります。今回は2016年9月より新たにご参加いただいた岐阜県にありす「NPO法人 生活支援ハウス アンアン」さんをご紹介します。

理事長 原田さまより  
エコキャップは回収することからすでに社会とつながっています。分別・シールはがしなど得意とするところを見つけ、やり方を工夫することによって障害がある人も参加できる仕事になります。

全文は、エコキャップ推進協会ホームページをご覧ください。  
[http://ecocap.or.jp/report\\_20161225.html](http://ecocap.or.jp/report_20161225.html) (エコキャップ新聞2号に掲載)  
ご協力いただける施設を募集しております。法人本部までお問い合わせください。

※皆様の受領個数は当協会HPの「キャップ回収実績」に、掲載させて頂きます



ホームページをリニューアルしました。  
受領書発行のためのメールアドレスを登録のご協力をお願い致します。

事務局より

政府による緊急事態宣言が全面的に解除され、催物の制限等が段階的に緩和されて来ておりますが、ご出席いただく皆様方の健康面、安全面等諸般を考慮し、委員会や税務研修会、税務説明会、セミナー、勉強会等を中止又は延期とさせて頂いております。

また、今後の推進活動の審議のため開催する場合には、社会的距離の確保やマスクの着用等適切な感染防止に努め、安全面に十分に配慮する形で開催させて頂きます。

(開催の場合には、正式な開催案内をお送り致します。)


また、ホームページ上にてご案内いたします。

広告




**空から充へ**  
—住空間を考えはじめた—

インテリア専門会社  
 **中俣-タリア株式会社**  
 ■本社  
 〒360-0024  
 熊谷市御蔵町3-2-17  
 TEL 048-624-1418  
 ■支店  
 さいたま市・川越市  
 高橋市・太田市



トータル物流を通じて  
地域と共に成長を続ける

 **吉見商事株式会社**

本社：〒360-0024  
 埼玉県熊谷市御蔵町 2-4-18  
 ソシオ熊谷情報センタービル 5F  
 TEL：048-526-3300

株式会社ヨシミアーズ    株式会社ヤマイチ    株式会社スキルプラザ  
 株式会社ヨシミ総合サービス    合資会社吉見屋商店

パッケージを通じてお客様のお役に立ちます

 **株式会社 堀井ケイ**

包装資材・厨房用品・店舗用品・物流資材

事業本部  
 熊谷市御蔵威ヶ原907-6 TEL 048-532-1189  
 FAX 048-533-5900

**パッケージプラザ 堀井ケイ**  
 深谷市稲荷町2-1-41 TEL 048-571-0457

- 総合ビルメンテナンス
- マット・モップレンタル
- 電気冷暖房設備
- 給排水衛生設備
- 警備業務
- ハウスクリーニング
- 緑地管理
- 清掃資材販売



技術と信頼で奉仕する  
**近代ビル管理株式会社**

〒369-0213 埼玉県深谷市針ヶ谷767-3  
 TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5588

要沼の野菜・特産品販売

埼玉県熊谷市葛和田916番地  
 TEL 048-588-0254  
<http://www.shimadaseika.com/>

**島田青果株式会社**



ようこそ  
—島田青果株式会社へ—  
 契約野菜から収穫したての新鮮野菜をお届けします。



**YORII**

**ヨリイ生コジ株式会社**


本 社/〒369-1202 埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1100-3  
 TEL 048-581-0073 FAX 048-581-7361  
 桜沢工場/〒369-1202 埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1319-1  
 TEL 048-581-0081 FAX 048-581-8191  
 E-Mail yorii-namacon-s@w7.dion.np.jp

～資源物リサイクルの回収・加工・販売の  
全工程を自社ネットワークで完結～

**永田紙業株式会社 <NR-G>**

本 社：深谷市長在家 198 / TEL 048-583-2141  
 深 谷：深谷市幡羅町 1-15-3 / TEL 048-570-2141  
 深 谷 岡 部：深谷市柳引 98 / TEL 048-551-2141  
 本庄/群馬前橋/前橋中央/太田藪塚/鎌倉/深谷岡部/大泉/  
 嵐山/足利/熊谷/栃木/神戸 全15事業所


【関連企業】  
 明成物流株式会社/物流機器レンタル株式会社  
 /NR株式会社/ヤマト・インダストリー株式会社  
 (ジャスダック上場 7886) 他1社



**Natural Space GRIM**

アウトドア空間で  
"自然"と仕事  
が上手に  
上手に  
上手に

- 貸し金庫
- アウトドア会
- 社会/同好会
- イベント
- バーベキュー



雨天 OK  
NO 密空間

【ナチュラルスペースGRIM】  
 〒369-1241  
 埼玉県深谷市東蔵野  
 3003  
 TEL：048-584-5630  
 FAX：048-584-5639

**mf マルコーフーズ**  
株式会社

TEL 048-587-1200

深谷市新戒697-1

**広告掲載希望社(者)募集中**

(連絡先) 熊谷法人会事務局  
 TEL 048-525-6035 FAX 048-525-8141